

どうじょうはた  
道場八多 地区

## ★まちづくり協定の届出について★

- 届出書等の届出先：神戸市まち再生推進課と、道場八多連合まちづくり協議会
- 届出書類等：裏面参照
- 協議会の審査日時：毎月第1火曜日  
※ 審査書類（裏面の届出書類）は、前週の火曜日までに届出してください。
- 協議会への届出が遅れると、「適合通知書（葉書）」の発行も遅れますので、早めの届出をお願いします。
- 協議会へ届出者より物件内容説明について  
物件による（必要あれば説明を求められます）

- 協議会への届出等の詳細については  
「道場八多連合まちづくり協議会」に直接問い合わせてください。  
※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

## 届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
  - 2、土地の区画形質または用途の変更
  - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

- 届出は、建築確認申請の前に！  
確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに
- 届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所（まち再生推進課）より「適合通知書（葉書）」を発行します。
- 建築確認申請に、「適合通知書（葉書）」の添付等の必要はありません。  
（「適合通知書」の受領前に、建築確認申請はできます）
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書（葉書）」の写しが必要です。

## ★地区計画の届出について★

地区計画の届出は・・・指導課へお願いします。

## 届出先と届出書類

	まちづくり協定
お渡し したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パンフレット</li> <li>• 行為の届出書(共通様式) ※裏面に届出する図面等記載</li> <li>• 完了・中止・廃止届(共通様式) ※届出は市へ一部のみ</li> <li>• 適合通知書(葉書)</li> <li>• 道場八多地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書</li> <li>• 道場八多地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書 (地元協議用)</li> </ul>

届出先	神戸市役所まち再生推進課	道場八多連合まちづくり協議会
届出している ただのもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行為の届出書</li> <li>• 適合通知書(葉書) ※切手を忘れずに!</li> <li>• 道場八多地区まちづくり協定の 区域内における行為の概要書</li> <li>• 図面(届出書裏面に記載)</li> <li>• 現況写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道場八多地区まちづくり協定の 区域内における行為の概要書 (地元協議用)</li> <li>• 図面(届出書裏面に記載)</li> <li>• 現況写真</li> </ul>
届出部数	1部	1部

「行為の届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」と、道場八多地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書(地元協議用)はインターネットで入手できます。ただし、「適合通知書(葉書)」は神戸市まち再生推進課の窓口にて入手してください。

神戸市まちづくり協定  
↓  
道場八多地区まちづくり協定  
(下部に「PDF形式」)